

石川県原子力環境安全管理協議会 議事概要

1. 日 時：平成 25 年 6 月 21 日（金）15 時 00 分～16 時 35 分
2. 場 所：石川県庁 行政庁舎 11 階 1109 会議室
3. 出席者：委員 20 名、説明者、事務局他
4. 議事概要：

(1) 「志賀原子力発電所敷地内破碎帯に関する追加調査報告書」について、北陸電力から説明があった。

(委員) シームは安山岩が形成される時にできたクラックであり、そこに粘土か何かが挟まったと考えてよいか。また、シームができた時期はいつか。

(電力) シームは 1500 万年くらい前に溶岩が安山岩として固まるとほぼ同時期に形成されたと考えている。火山性の活動により熱水が吹き出すこと等によって弱部が形成され、その弱部でずれが生じ、シームが形成されたと考えられる。

(委員) 北陸電力の説明は、国の意見聴取会で「活動性を否定できない」とした一部の委員を説得させるのに十分な説明であると考えてよいか。

(電力) そのように考えている。

(委員) これまで 12～13 万年前以降の活動性を確認すればよかったが、それが 40 万年前以降となる。それは、どのような意味があり、どのようなことになるのか。

(電力) 活断層は長くても 3～4 万年の繰り返しで動いていることから、12～13 万年前以降の活動性が評価できれば活断層かどうか判断できるが、明確に判断できない場合は、40 万年前まで遡ってデータ等を収集するという主旨と理解している。

(委員) 北陸電力の調査によると、12～13 万年前以降の活動性はなかったということだが、これからもないという可能性は、おそらく 0%ではない。概ね 5～6 万年は何もないということ、素人的な判断としてよいか。

(電力) 理学、自然科学の世界で 100%絶対ということはない。12～13 万年前以降の活動性を明確な地層、地形で判断できれば、将来の活動性について心配する必要はないと考えている。確率論も踏まえ科学的に安全性を担保することが現在の審査体系であり、我々が取り組んでいるところである。

(議長) 今後、周辺の福浦断層等の活動性についても原子力規制委員会へ資料を提出することのことだが、北陸電力には、決してそのスケジュール感にとらわれることなく、引き続き徹底した調査をお願いしたい。また、原子力規制委員会には、今後行われる評価の結果について、本協議会への丁寧な説明を重ねて求めておきたい。

(2) 「志賀原子力発電所の運転状況等」について、北陸電力から説明があった。

(委員) 蒸気タービンの動翼取付部のひびについて、もしこれを見逃していたら、どんなことになったと予想されるのか。

(電力) 運転時は常時、振動や音などを監視しており、異常があればその段階で点検していくことになる。

(委員) 設置するフィルターベントは、どれくらいの大きさか。また、既存設備の早期ベ

ントとこのフィルターベントのどちらを優先するのか。

(電力) フィルターベントは詳細を検討中であり、大きさは決定していない。ヨーロッパでは、一般的に数メートル程度の直径で円筒形の設備が導入されている。既存設備の早期ベントは炉心が損傷していない状況であれば格納容器を保護するために状況をしっかり確認しながら実施していくものと考えている。

(委員) 事故時に放射能がどのくらい放出されたかというソースタームは、事故時に把握出来るのか。

(電力) 排気筒モニタ等が正常であれば現場で放出量が簡易計算できる。また、事例に応じた解析コード等により本店やメーカーでバックアップすることとしている。

(委員) ハード面だけでなく、手順書とか訓練などのソフト面をきちっとやれば、放射能が外側に放出する前に防げるのではないか。

(電力) 訓練等も実施しており、ハード対策とともにソフト面も合わせることで安全が構築されると認識している。

(議長) 北陸電力では、新しい規制基準への対応はもちろんだが、安全に対する取り組み姿勢についてどのように考えているのか。

(電力) これまで安全強化策に取り組んできており、防潮堤や緊急時対策棟など新規制基準を先取りして進めているものもある。また、フィルターベントは予定どおり設置していくこととしている。規制基準を守るだけでなく自主的な取り組みも含めて安全性向上に対して不断の努力を行っていきたい。

(3) 「志賀原子力発電所周辺環境放射線監視結果報告書(案)」について、事務局から説明があり、協議会として承認された。

(4) 「志賀原子力発電所温排水影響調査結果報告書(案)」について、事務局から説明があり、協議会として承認された。

(5) 「原子力発電所に対する保安検査結果等」について、志賀原子力保安検査官事務所から説明があった。

(委員) 新基準で地震動の算出において、条件の設定が明記されなかったが、条件の設定次第で原発に影響を与える地震動に大きな違いが出てくる可能性があるが、これについての見解はあるか。

(規制事務所) 事業者が必要十分な調査をすることになるが、規制委員会では、どこまで調査をやったかを確認することになる。新しい知見等も踏まえ、事業者が真摯に調査を進め、その結果について、委員会がしっかり確認していくということだと思う。

(6) 「原子力安全専門委員会」について、議長から説明があり、了承された。

(7) 前回の議事概要について、事務局からホームページに公開している旨報告があった。